

**モバイル市場の競争環境に関する研究会  
第7回会合説明資料**

**事業者間の競争環境に関する事項**

**～これまでの議論を踏まえた検討の方向性(案)～**

---

**2019年1月22日**

# 目次

<b>1</b>	<b>接続料算定の適正性・透明性の向上</b>	<b>2</b>
	<b>(1) 接続料算定の適正性の向上</b>	<b>7</b>
	<b>(2) 接続料算定の透明性の向上</b>	<b>15</b>
<b>2</b>	<b>ネットワーク提供条件の同等性に関する検証</b>	<b>18</b>
<b>3</b>	<b>音声卸料金の適正性の確保</b>	<b>24</b>
<b>4</b>	<b>MVNOによる多様なサービスの提供（セルラーLPWAの提供）</b>	<b>28</b>
<b>5</b>	<b>第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用について</b>	<b>33</b>

# 1 接続料算定の適正性・透明性の向上

2001年の電気通信事業法(以下「法」という。)改正で、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、端末シェアの大きいMNOが、交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、一定規模を超える端末シェアを有するMNOに接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課す第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定制度」という。)を創設。

接続料の算定については、

- 制度創設当初、法において能率的な経営の下における適正原価・適正利潤を上限とする旨規定されたものの、具体的な接続料算定方法は定められず、MNOの自主的な判断に委ねられていた。
- その後、モバイル市場における環境変化を踏まえ、算定の適正性・透明性等を確保し、公正競争を促進する観点から、累次の接続料算定方法の整備が行われてきた。

【これまで行われてきた主な接続料算定方法整備】

- 2010年 • 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定により、原価、利潤及び需要(以下「原価等」という。)に基づく「実績原価方式」による接続料算定方法を整備。接続料の算定根拠の提出を規定。
  - 法改正により、接続会計の整理・公表義務が導入。
- 2016年 • 2015年の法改正を受け、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)制定により、接続料算定方法を省令化。
  - 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)改正により、接続料の算定根拠の提出義務を省令化。
- 2017年 • 二種接続料規則改正により、利潤(資本調達費用)の算定方法の厳密化、データ伝送交換機能における接続料算定の区分設定を措置。
- 2018年 • 事業者に対する要請により、BWAに係る原価及び需要の接続料への適正な反映を措置。

- 二種指定制度における接続料は、法第34条第3項で「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、具体的な算定方法は、二種接続料規則及び施行規則で規定。
- 接続料算定の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証。

## アンバンドル機能

次の4つの機能について、接続料及び接続条件の設定が義務付けられている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

## 接続料の算定方法

- 法において、接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定。
- 二種接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料算定方法について規定。

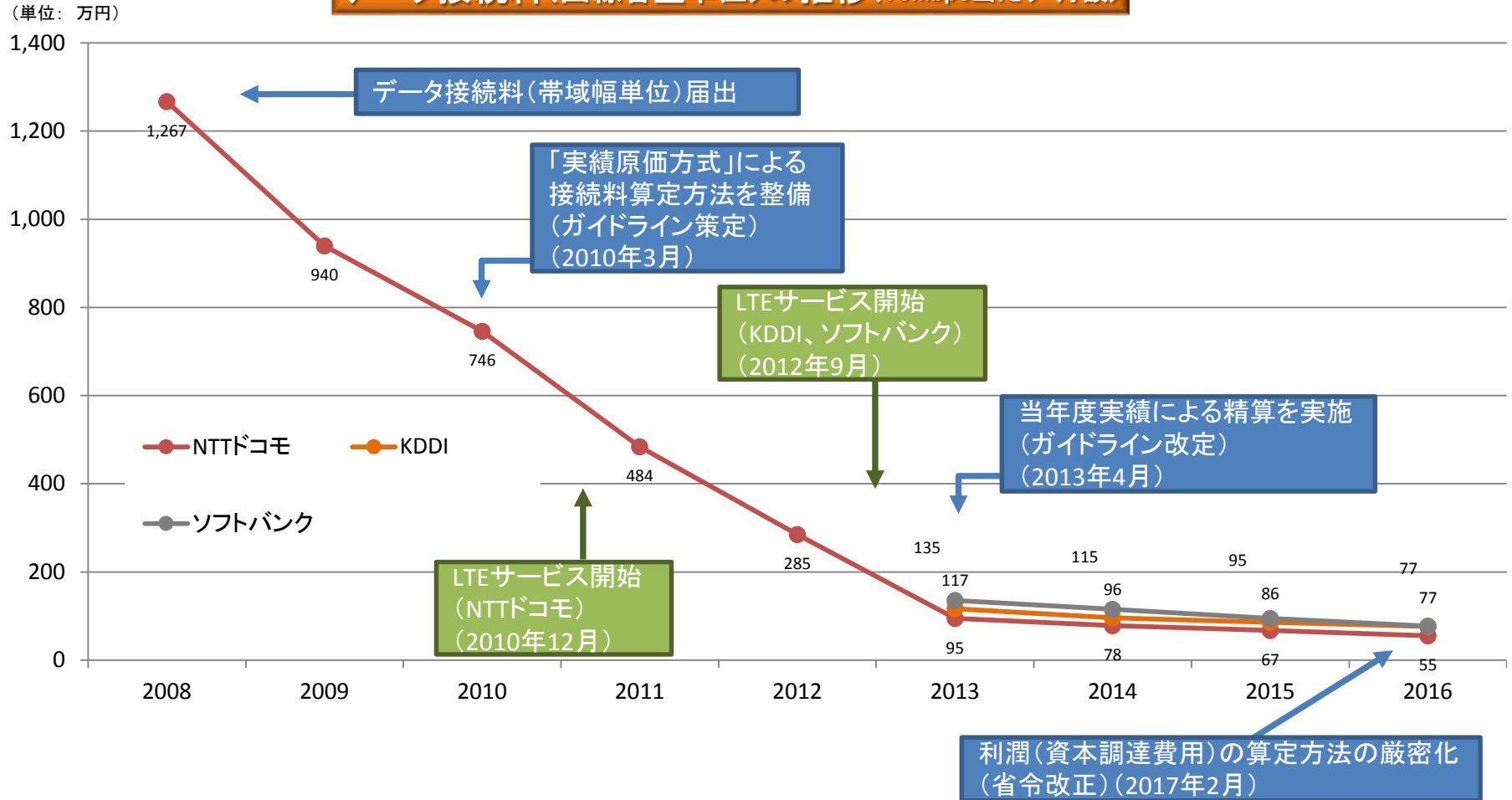
$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$
$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} \quad \text{等}$$

- 施行規則において、接続料算定の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定。

# (参考)二種指定制度における接続料の推移

- MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- 2013年度から2016年度までの3年間では、約34～43%の減少。

## データ接続料(回線容量単位)の推移(10Mbps当たり・月額)



## 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)(抜粋)

### 2. 接続料算定の適正性

- ① 上記のように、これまで、接続料の原価・利潤の算定の厳正化のため、数次のルール見直しが行われてきた。これらを受けて行われた原価算定では、第4世代までに至る携帯電話サービスの原価等に焦点が当てられてきたが、このサービスの提供に用いられる電気通信設備について、MNOの中には、BWAサービスの提供のためにも用いているものがある。接続料算定の適正化の観点から、MNOの接続料算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反映される方法によることとする必要がある。これについては、総務省からMNOに要請が行われた(「第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについてのKDDI株式会社及びソフトバンク株式会社に対する要請」(平成30年(2018)3月22日))とあり、これに従った運用が行われる必要がある。
- ② また、接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性が確保されることが重要である。これについては、総務省は、接続料の算定根拠の透明性向上のため、MNOに対して、接続料の原価や需要等に関する情報開示を求める省令・告示の改正を、平成29年(2017)9月に行った。この制度の運用状況等について検証を行い、必要に応じた見直しを行っていくことが重要である。
- ③ また、接続料の当年度精算を行うかどうかについては、その予見性の確保のため、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を、総務省において行うことが必要である。

## 「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(2018年6月28日公正取引委員会)(抜粋)

接続料の検証における一層の透明化を図るために、例えば、有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、接続料が能率的な水準となっているか、各大手携帯電話事業者は能率的な経営を持続的に行っているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うことが考えられる。

# **(1) 接続料算定の適正性の向上**



## 【第1回会合(主要論点(案))】

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」(以下「モバイル検討会」という。)では、先々を見越した将来原価方式による接続料算定についてMVNOから要望があり、その報告書では、予見性の確保のため、実績年度の値による遡及精算(当年度精算)の実施基準の明確化の必要性について指摘。このような指摘等も踏まえ、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の公正競争確保の観点から、接続料の算定方式について見直しを行うことが必要ではないか。

## 【第2回会合(MVNO説明)】

- 接続料について、MNOは自らの短期的・中長期的な計画をもとに事業展開を行うことが可能であるが、MVNOは過去のトレンド等から将来を推測するほかなく、競争条件が同等とはいえない。(MVNO委員会)
- まず当年度の接続料算定の早期化を要望する。(MVNO委員会)
- さらに、需要の増加が見込まれるデータ接続料を中心に、その水準について今後の見通しがMNOより提示されることが望ましい。将来原価方式は予見性向上の観点から参考となる方式。(MVNO委員会)
- 短期的・中長期的それぞれにおいてMVNOの予見性向上が図られるよう幅広く議論され、そのメリット・デメリットを踏まえ適切な制度的措置がなされることを希望する。(MVNO委員会)
- 将来原価方式等により接続料の予見性が高まれば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待。(ケイ・オプティコム)
- 接続料予見性に関して、MNOと大きな情報格差がある。今後もモバイル通信が発展していくであろうことを踏まえて、将来原価方式を採用するのが適切であると思料。(日本通信)

## 【第2回会合(構成員指摘)】

- 実績原価方式での精算では、MNO側のコスト算定の想定とMVNOとしての精算が時間的にずれ過ぎているというMVNOの主張は重い指摘。コストベースの中での原価概念については1つの論点となる。

## 【第5回会合(MNO説明)】

- 実際に要した設備コストを利用に応じて応分に負担することが原則。現状の実績原価方式は適切。(KDDI)
- MVNOの負担軽減のため、支払猶予や前年度・当年度精算を実施。当年度精算の実施基準を明確化すべき。割引率を乗じた暫定的支払いにより対応可能。(KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク)
- 設備・サービスの競争環境下にある中で、先々の費用や需要を合理的に予測することは極めて困難。(NTTドコモ)
- 複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測は困難。(KDDI)
- 仮に見直しを検討する場合であっても、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールの考え方を逸脱しないことが大前提。(NTTドコモ)
- 仮に将来原価方式を導入する場合においても、乖離額調整の原則化が必要。(KDDI)
- 研究会等において十分な議論が尽くされ判断されるべき。十分な検討期間を設けて、方針を決定すべき。(NTTドコモ、KDDI)

## 【第5回会合(構成員指摘)】

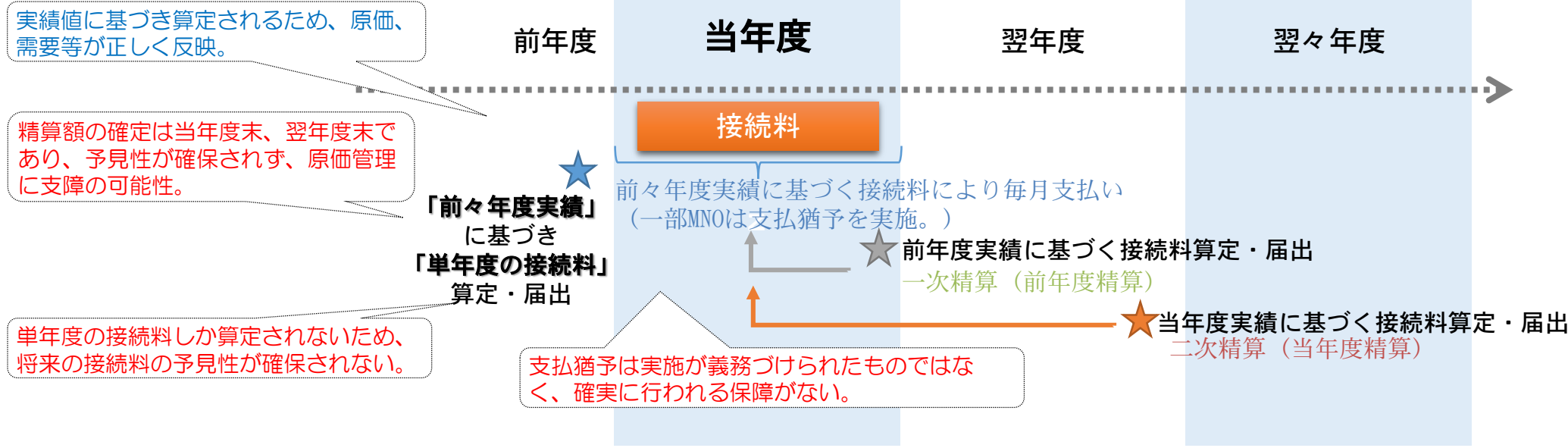
- 技術、サービス、需要、コストが変わり接続料が下がってきたが、制度的に色々準備されて下がってきたところがある。固定網も10年、20年かけて市場環境に合わせて制度整備を行ってきた。モバイルはインフラの重要性が高まっており、また、ルールを整備したときはMNO間の接続を主に考えていたが、MVNOが現れ、インフラ競争からサービス競争になっている。改めて議論する必要がある。

## 【第5回会合終了後の質問(MNO書面回答)】

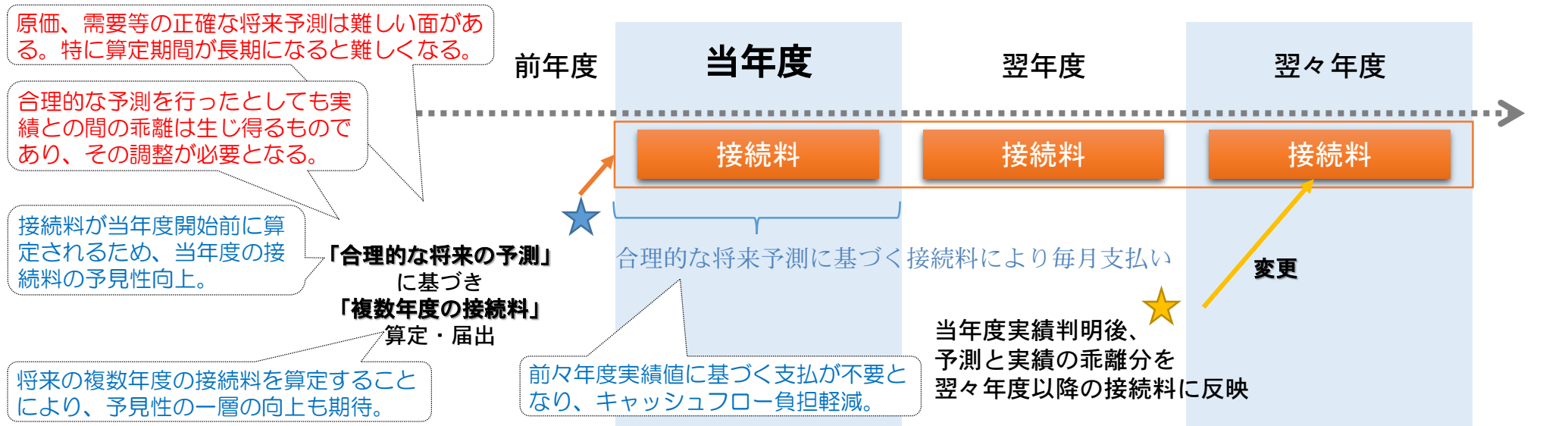
- 将来原価の導入は適当ではないが、仮に導入する場合には、当然MVNOにおいても自らの将来需要について責任を負うことが必要(NTTドコモ)
- 省令やガイドライン等に規定しているコスト分計に必要なデータについては、精査に相応の期間を要するため、算定期間の短縮化は困難。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- NTT東西の接続料の認可申請の時期と比べて、算定に要する期間としても大差はない。(ソフトバンク)

# (参考)「実績原価方式」と「将来原価方式」の比較

## 実績原価方式



## 将来原価方式 (複数年度の予測を行い、乖離額を将来の接続料に反映させる場合)



MNOとMVNOとの公正競争確保に向けて、以下の点などについて競争条件の同等性確保が重要。

- 接続料に関する予見性
- 接続料に関するキャッシュフロー負担

## 【将来原価方式のメリット】

- 接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、MVNOにおいて、
  - 当年度の接続料に関する予見性が向上。
  - 前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、支払猶予とは異なり確実にキャッシュフロー負担が軽減。
- 将来の複数年度の接続料を算定することにより、予見性の一層の向上も期待される。

## 【将来原価方式のデメリット】

- 原価、需要等の正確な将来予測は難しい面がある。特に算定期間が長期になると難しくなる。
- 合理的な予測を行ったとしても予測と実績との間の乖離は生じ得るものであり、その調整が必要となる。



「将来原価方式」により算定することについて、どう考えるか。

その場合、合理的な将来予測方法、予測と実績の乖離の調整等について、どう考えるか。

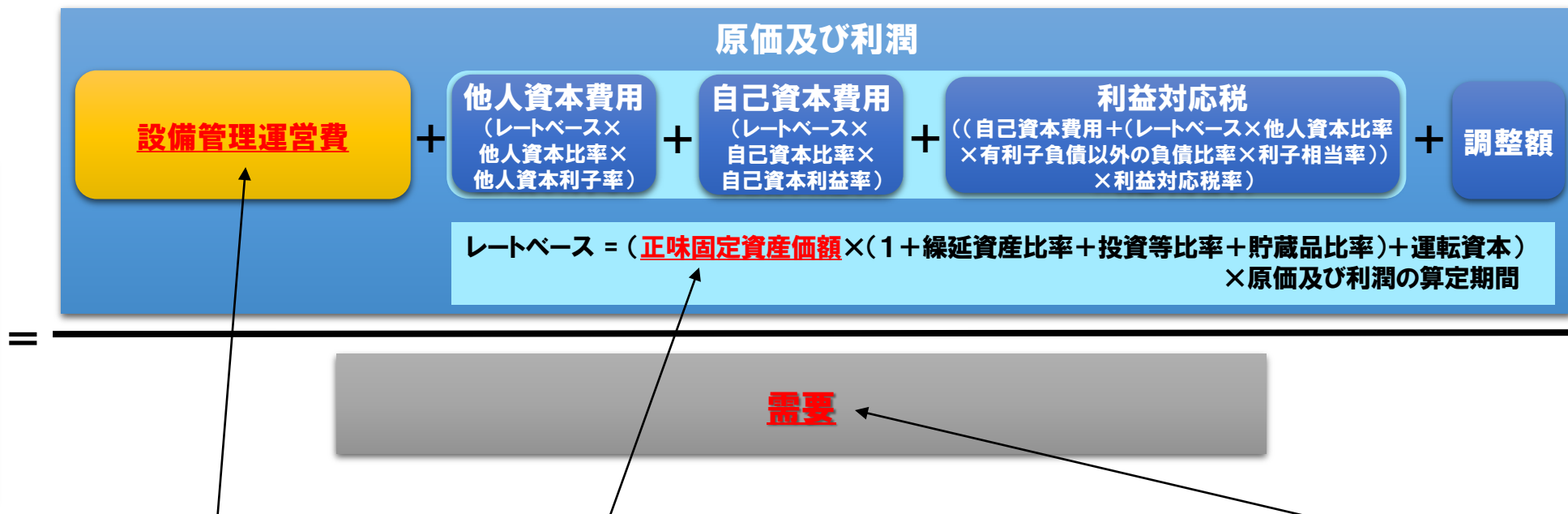
# (参考)「将来原価方式」により算定する場合の留意点

	一種指定制度における 「将来原価方式」の概要	二種指定制度において 「将来原価方式」により算定する場合の留意点
①将来予測方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原価」及び「利潤」の算定の基礎となる「設備管理運営費」と「正味固定資産価額」について、合理的な将来の予測に基づき算定すること、「需要」について、将来の合理的な通信量等の予測値を使用することが、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)に規定。</li> <li>これらの3項目の具体的な将来予測方法は、法令やガイドラインで規定されておらず、基本的に事業者の判断に委ねられており、認可の過程でその適切性を判断。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な将来予測方法について、どう考えるか。</li> <li>一種指定制度と異なり認可制ではないこと、対象事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な将来予測方法を予め定める必要性について、どう考えるか。</li> <li>「原価」及び「需要」の算定方法については、これまで必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えないところ、さらなる精緻化について、どう考えるか。</li> </ul>
②予測と実績の乖離の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>一種接続料規則において、予測と実績の差額の調整は予定されていないが、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を事業者のみに負担させることは適当ではないことから、事業者からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている(3条許可)。</li> <li>「乖離額調整」は、予測と実績の乖離に起因する接続料の支払差額を、次期接続料に反映する方法により行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測と実績の乖離の調整の必要性について、どう考えるか。</li> <li>仮に調整を行う場合、その方法についてどう考えるか。                      二種指定制度で採用されている「精算」は、各社ごとの精算となるので、市場変化が激しい状況では「乖離額調整」よりもMVNO間の公平性は確保されるが、予見性の面で劣る。                      「乖離額調整」では、差額が生じる時期と調整がなされる時期が一致しないことから、市場変化が激しい状況において、MVNO間の公平性が確保されない可能性がある。</li> <li>調整方法を予め定める必要性について、どう考えるか。</li> </ul>

	一種指定制度における 「将来原価方式」の概要	二種指定制度において 「将来原価方式」にて算定する場合の留意点
③適用要件	<ul style="list-style-type: none"><li>• 一種接続料規則の規定により、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる役務である場合、又は接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに「将来原価方式」を用いることが可能。</li><li>• 現在、いずれも今後相当の需要が見込まれる役務として、NGNに関する機能と光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)において用いられている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 二種指定制度では音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の4つのアンバンドル機能が設定されているところ、それぞれ、「将来原価方式」の適用について、どう考えるか。</li></ul>
④接続料算定期間等	<ul style="list-style-type: none"><li>• 接続料の算定期間は、一種接続料規則において「5年までの期間の範囲内」で選択可能とされている。</li><li>• 直近では、NGNに関する機能においては1年、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては3～4年の算定期間をNTT東西が設定し認可申請を行っている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 接続料の算定期間や算定頻度について、どう考えるか。</li><li>• また、接続料の報告時期について、現在は年度末に提出がなされているところ、MNOにおける算定コストの観点、MVNOにおける予見性の十分な確保の観点からどう考えるか。</li></ul>

- 一種指定制度における「実績原価方式」の接続料算定方法は、以下の図式のとおり(概要)。
- 「将来原価方式」では、このうち①「設備管理運営費」、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税算出の基礎となる②「正味固定資産価額」、③「需要」について、合理的な将来予測に基づき算定。
- 具体的な将来予測方法は事業者任せられており、その適切性を認可の過程で判断。

接続料



- 接続会計「設備区分別費用明細表」記載の費用の額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 接続会計「固定資産帰属明細表」の帳簿価額。
- 「将来原価方式」では、これと通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定。

- 機能ごとの通信量等の直近の実績値。
- 「将来原価方式」では、これに代えて将来の合理的な機能ごとの通信量等の予測値を用いる。

## **(2) 接続料算定の透明性の向上**



## 【第1回会合(主要論点(案))】

- 公正取引委員会の指摘も踏まえ、接続料の算定の一層の透明性を確保する方策について検討することが必要ではないか。

## 【第2回会合(MVNO説明)】

- 接続料算定に係る透明性の一層の向上は、MVNOの活性化につながりうることから、算定根拠等がMNO間の競争において重要な経営データであることを念頭に置きつつも、公正取引委員会の提言を含め、広く議論されることが望ましい。(MVNO委員会、インターネットイニシアティブ)

## 【第5回会合(MNO説明)】

- 接続料については、法令ガイドラインに則り算定を行うとともに、総務省の検証を受けている。(NTTドコモ)
- 接続料算定根拠を毎年度総務省に提出し、適正性を確保。届出制において十分な対応を実施。(ソフトバンク)

## 【第5回会合(構成員指摘)】

- 二種指定制度では、一種指定制度と異なり、届出制の下で接続約款の変更命令を行う場合のみ諮問することとなっている点について、今後新しいサービスや新しい技術が登場してくることに鑑み、二種指定制度における検証をより深く行うべきではないか。

## 【第5回会合終了後の質問(MNO書面回答)】

- 現時点で、一種・二種指定制度のルールを差分を変えるべき新たな事実は生じていない。仮にルールを変えるのであれば、一種・二種指定制度のこれまでの在り方を含めて慎重かつ十分な議論をすべき。(KDDI)
- 『報告し意見を伺う』行為自体が諮問と同等の行為になり得ることから、二種制度への新たなスキーム追加は過剰規制。特定年度の実績を研究会等に単発的に提示する等であれば、手法や目的等を明確化した上で、関係者間でコンセンサスが得られた場合には検討の余地がある。(ソフトバンク)

MNOとMVNOとの公正競争確保に向けては、接続料の適正性が確保されることが必要。そのためには、接続料の水準や算定プロセスの透明性・検証可能性が確保されることが重要。

- 認可制である一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、届出制の下、法第34条第3項の規定により、接続料が接続約款に適正かつ明確に定められていないとき、二種接続料規則に定める方法により算定された金額を超えるものであるときは、変更命令の対象となる。
- 現在、「接続会計」の整理・公表、「接続料の算定根拠」の総務大臣への提出により接続料の水準や算定プロセスが検証されている。
  - 一種指定制度では、認可を行う場合も行わない場合も審議会への諮問が行われるが、二種指定制度では、変更命令を行わない場合には審議会への諮問等が行われない。
  - 一種指定制度では、認可に係る意見募集の際等において「接続料の算定根拠」が公表されているが、二種指定制度では公表されていない。



接続料算定方法について議論されているところ、一種指定制度では審議会での検証や公表により将来予測の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえ、接続料の水準や算定プロセスの透明性・検証可能性のさらなる向上が必要になるのではないか。



具体的には、次のような方策について、どう考えるか。

- 審議会への「接続料の算定根拠」の報告・公表
- 接続料算定方法の検討に際しての「接続料の算定根拠」の情報提供

## 2 ネットワーク提供条件の同等性 に関する検証

□ 「モバイル検討会」報告書では、

- サブブランドも含むMNOの料金が、費用との関係において適正な水準にあるのか
- MNOのグループ内のMVNOが、MNOからの事実上の金銭的補助があるが故に他のMVNOよりも利用者当たりで多額の料金を支払うことが可能となっているのか

など、MNOグループにおけるサービス提供条件やグループ内取引について、現行制度の下で可能なところから早急に検証を開始すべきである旨指摘された。

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)(抜粋)

1. 料金・品質(速度)に関する同等性

(3) 考え方

【料金と費用との関係及び「ミルク補給」についての検証の必要性】

- ⑧ MNOにおいて、その費用に照らして低廉過ぎる料金設定が行われ、あるいはMNOのグループ内のMVNOに対して他のMVNOにはない優遇が行われるときには、MNOのネットワークに依存する他のMVNOとの間で同等の競争が行われないおそれがある。
- ⑨ いわゆるサブブランドを含むMNOサービスの料金等の提供条件がその費用等の関係において適正な水準にあるのか、また、グループ内MNOによりネットワーク提供に際しての事実上の金銭的補助(いわゆる「ミルク補給」)があるが故に上記の多額の支払いが可能となっているのかについては、これまで、収入額、費用等のデータが十分に得られておらず、必要な検証が行われていない。
- ⑩ したがって、MNOグループのサービス提供(いわゆるサブブランドやグループのMVNOによるものを含む。)について、サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、MNO 3グループについて検証を行うこととし、そのための会計の専門家を含む検討体制を設けることが必要である。本検証は、現行制度のもとで可能なところから早急に開始すべきである。

□ 法では、次のとおり規定されている。

- ・ 「料金」は、不当な競争を引き起こすものであってはならない。(法第29条第5項)
- ・ 「接続料」は、不当な競争を引き起こすものであってはならない。(法第34条第3項及び二種指定規則第11条第4項)

## ○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（業務の改善命令）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

（第二種指定電気通信設備との接続）

## 第三十四条

3 総務大臣は、前項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき。

## ○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）（抄）

（接続料設定の原則）

## 第十一条

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

## 【第1回会合(主要論点(案))】

- ネットワーク提供の同等性確保の観点から、MNOグループのサービス提供について、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、検証を進めることが必要ではないか。

## 【第2回会合(MVNO説明)】

- 「モバイル検討会」報告書では、MNO 3グループのサービス提供(いわゆるサブブランドやグループ内のMVNOによるものを含む。)について、サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な運営(不当な差別的取扱いや競争阻害等)に当たるものがないか、会計の専門家を含む体制を設け検証を早急に開始すべきとされており、その検証が速やかに行われることが望ましい。(MVNO委員会)
- MNOのグループ会社によるMVNOと、他のMVNOの間のイコールフットイングを確保することは、移動系通信市場における健全な競争の実現のため重要。(インターネットイニシアティブ)

## 【第5回会合(MNO説明)】

- MVNOやサブブランドの経営資源について、本来検証は不要。(UQコミュニケーションズ)
- 利用者料金水準は競争に委ねるべきであり、接続料との比較検証は不要。(UQコミュニケーションズ)
- 仮にグループ内取引を検証する場合、電気通信事業者間に限定せず、各々グループ会社から「事実上の金銭的補助」を受けていないか等、公平に検証すべき。(UQコミュニケーションズ)
- 企業成長の手法として既存事業のリソースを新規事業へ活用することは基本であり、様々な企業が自社のリソースを背景にMVNOに参入。MNOグループのサービス提供について検証するのであればMNOのみならず大手MVNOについても検討対象とすべき。(KDDI)
- 不当な差別的取扱いの検証については、卸契約届出及び接続約款規定で担保可能。卸契約届出は総務省が検証結果を公表している。(ソフトバンク)

- MNOにより、①接続料等に照らして低廉すぎる料金設定が行われるとき、②グループ内のMVNOに対してネットワーク提供に際しての事実上の金銭的補助が行われているときは、同等な競争が行われぬおそれがある。
- モバイル市場における公正競争確保に向けて、以下のような検証を行うことについて、どう考えるか。

## ①について

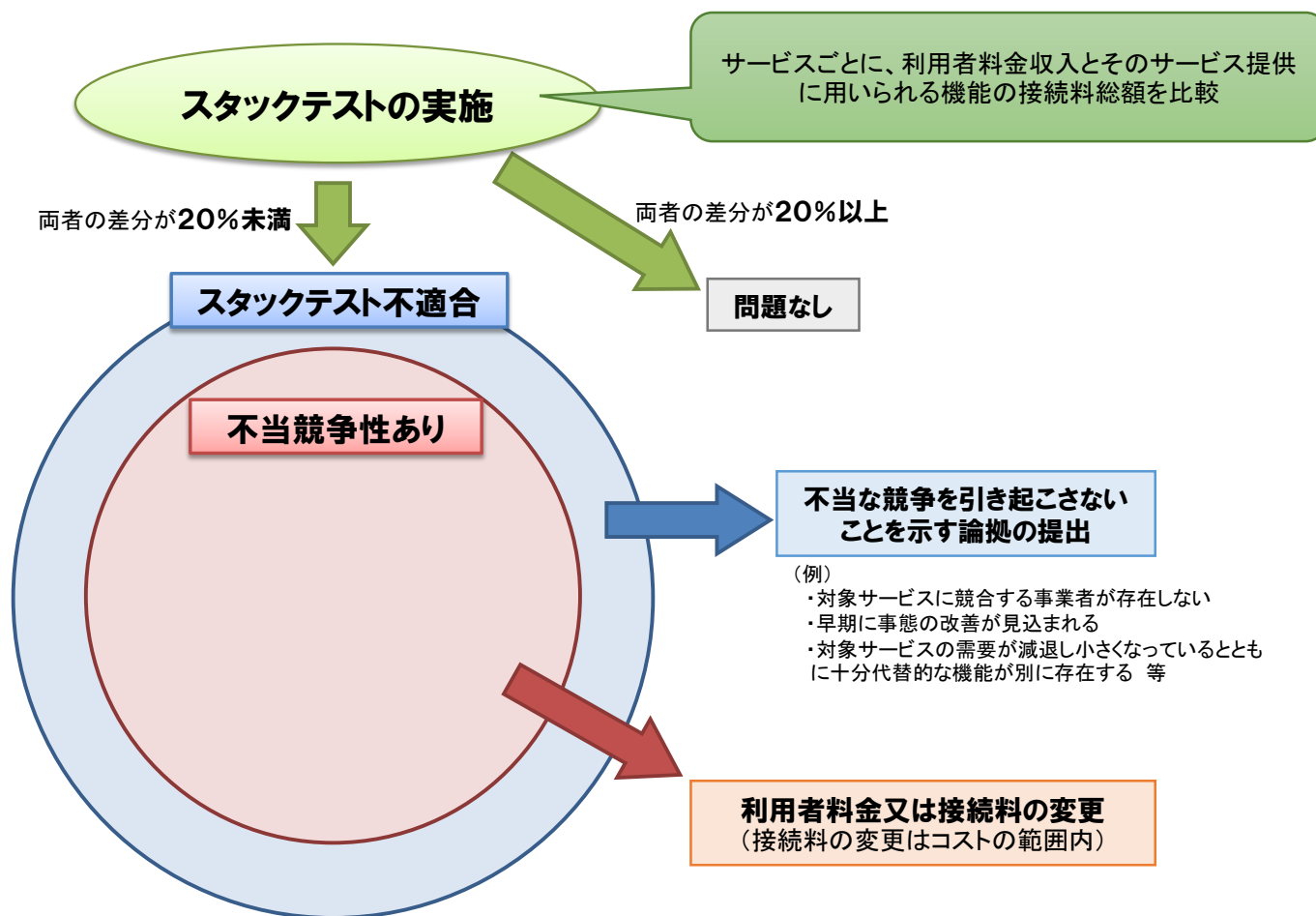
- MNOが提供するサービスについて、接続料等と利用者料金の関係に関し、接続料等と利用者料金が過度に近接したり、接続料等が利用者料金を上回る場合には、価格圧搾により、他のMVNOによるサービス提供を事実上阻害することになると考えられる。
- この観点から、次のような検証を行う。
  - MNOが提供するサービスについて、接続料等と利用者料金を算出の上、両者の関係が不当な競争を引き起こすものでないことを確認する。
  - 仮に接続料等が利用者料金を上回る場合は、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る論拠を確認する。

## ②について

- 事実上の金銭的補助は、接続料等に照らして低廉すぎる料金設定が行われる際の背景となることが考えられる。
- よって、まずは、MNOのグループ内のMVNOが提供するサービスについて、上記①と同様の確認を行った上で、さらに必要な検証を進める。

※ MNOやそのグループ内のMVNOの設定する利用者料金には音声役務とデータ役務が組み合わさったものが存在することに留意。

- 一種指定制度においては、価格圧搾による不当競争を回避するため、接続料と利用者料金との関係の検証について、「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」(2018年2月策定)に定められた方法により検証を実施。
- 利用者料金と接続料とが近接(両者の差分が20%未満)する場合に、接続料水準が妥当でない可能性がある」と判断。





### **3 音声卸料金の適正性の確保**

# 現状

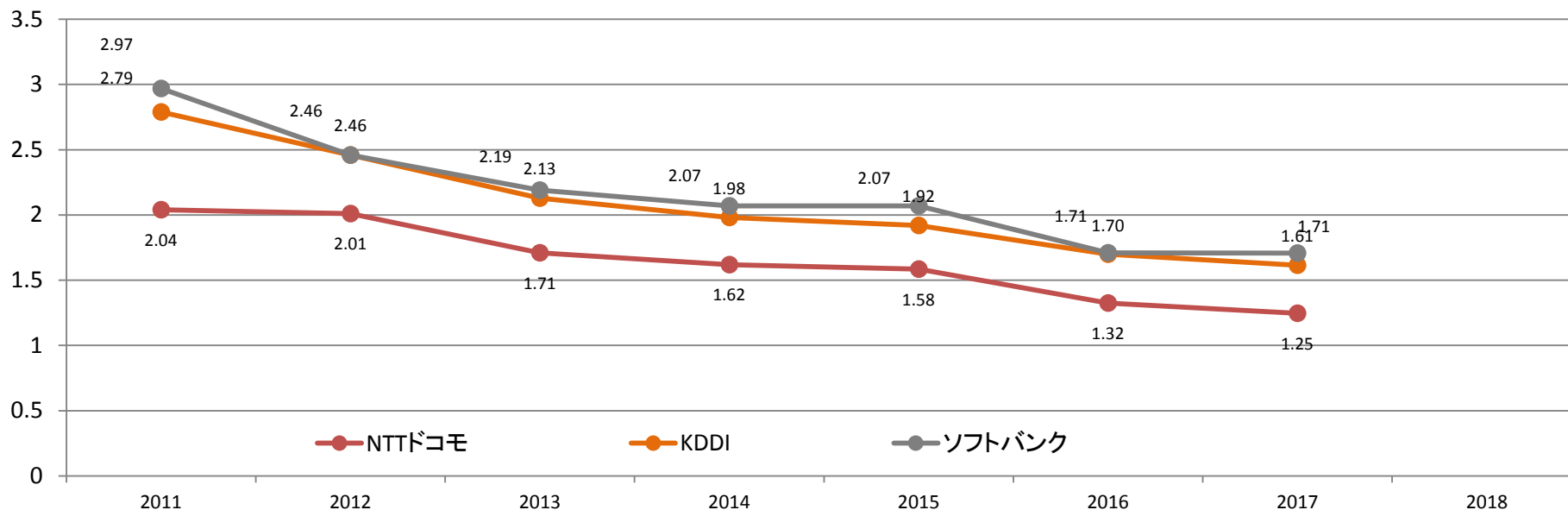
- 現在、MVNOは、MNOが提供する音声役務を卸契約により利用。MNOは、その卸料金を、ユーザ料金から割り引いて設定する「リテールマイナス」方式により設定しているとしている。
- 例えば、NTTドコモは、基本料1,486円、通話料20円／30秒の従量制のユーザ料金ベースとして、基本料666円、通話料14円／30秒の従量制の音声卸料金を設定(※)。

※ 定期利用契約・2001回線以上契約の場合。なお、ユーザ料金の基本料1,486円は、音声卸料金設定当時の金額。

※ 音声卸料金は2011年に設定。その後接続料の低廉化やユーザ料金の多様化が進んでいるが、音声卸料金の見直しは行われていない。

「モバイル検討会」では、MVNOから「引き下げる余地があるのではないか」、「準定額・定額プランの設定を希望する」旨の意見が示され、同検討会報告書では、「音声サービスの公正な競争のためには、MVNOが依存する音声の卸役務において、適正な料金設定がなされていることが重要」との指摘がされている。

(参考)2011年以降の音声接続料の推移(円/30秒)



## 【第1回会合(主要論点(案))】

- 音声の卸電気通信役務について、適正な料金設定がされているか検証することが必要ではないか。

## 【第2回会合(MVNO説明)】

- MVNOがMNOと卸契約の下で同等のサービスや料金プランを提供できるかについて検証の上、必要に応じてその料金水準が是正されることが望ましい。(MVNO委員会)
- 中継・050IP電話事業者との提携・専用アプリ使用では、専用アプリのインストールが必要、緊急通報ができないなど、特にリテラシー弱者にトラブルが生じやすい。(楽天)
- MNOが定額料金を主体としてサービスを展開している中、事業者間協議を通してMVNO向け定額料金の提供を要望しても、MNOは実質的にそれを受け入れず、競争力の無い状態が継続している。(日本通信)

## 【第5回会合(MNO説明)】

- 音声卸料金はリテールマイナスの方式で決定している。今後、MVNOの要望に基づいて音声卸料金の見直しの実施を検討する。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- 色々な割引を考慮した料金をベースに考えていくこともあり得る。(ソフトバンク)
- 音声卸料金の検証を行うのであれば、構成員限りの情報開示や総務省への届出によって行われたい。(KDDI)

## 【第5回会合(構成員指摘)】

- 卸料金については、透明性や適正性に課題がある。
- 色々な割引サービスを踏まえたリテールプライスは下がっていると思われるところ、音声卸料金を下げる余地があるのではないか。

## 【第5回会合終了後の質問(MNO書面回答)】

- 音声定額制、準定額制の卸料金設定については、MVNOの発着実績によってはMNOが赤字となるリスクがある。MVNOのリスクをMNOが一方的に負うものではない。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- 音声定額を悪用し接続料を詐取するといった不正行為がMVNOユーザを介して発生した場合、対策を講じることが困難。(ソフトバンク)

MVNOとMNOとの公正競争確保に向けて、MNOにより提供される音声卸電気通信役務において、適正な料金設定がなされることが重要。



音声卸料金について、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引等が増えてきている状況下において、卸料金の設定をリテールマイナスにより行うのであれば、定額制料金等を含めた全てのユーザ料金を加味した実質的なユーザ料金をベースとして設定する必要があるのではないか。



まずは現行制度の下、音声卸料金が実質的なユーザ料金をベースとして設定されているかについて、検証を行う(※)ことについて、どう考えるか。

※ ユーザ料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出し、両者の比較検証を行う等。

(参考)

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（業務の改善命令）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

## 4 MVNOによる多様なサービスの提供 (セルラーLPWAの提供)

# 現状

セルラーLPWAは、IoT向けの通信サービスの提供を可能とする技術。電力、ガス、水道等のスマートメーター、各種センサー・機器の維持管理、物流等のM2M分野のほか、ウェアラブル、医療ヘルスケア等様々な分野での活用が期待。



本格的なIoT時代の到来を控え、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるよう、MVNOを含め、セルラーLPWAの提供主体の多様化が期待。

- 一部MNOは、セルラーLPWAを従来のLTE方式のサービスに比べて低廉な料金でIoT事業者向けに提供。

## 【セルラーLPWAの提供状況】

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
IoT事業者への提供	専用プランの料金設定 (基本料の最安値)	※1	40円/回線・月※2	10円/回線・月※3
	サービス開始時期	2018年10月	2018年1月	2018年4月
MVNOへのL2接続による提供	接続約款上の規定	LTEに包含して規定 (専用の料金設定はなし)	規定無し	LTEに包含して規定 (専用の料金設定はなし)
	L2接続での利用可否	利用可能	利用不可	利用不可

※1 NTTドコモはセルラーLPWA専用のプランは提供していない。従来のIoTプランの基本料の最安値は400円/回線・月。

※2 契約回線数 500万1回線以上、内包データ量 10KB。 ※3 内包データ量 10KB。ソフトバンクのIoTプラットフォームと併用する場合。

- 他方、データ伝送交換機能のうち「**回線管理機能**」に係る**接続料**については、MNO各社、従来のスマートフォン等向けの接続料しか設定していないため、**MVNOがセルラーLPWAをMNOと同様に低廉な料金で柔軟に提供することを可能とする金額とは言えない状況。**

※ MNOが設定している「回線管理機能」接続料(1回線当たり月額)

NTTドコモ:94円、KDDI:88円、ソフトバンク:88円

※ そもそも、MVNO向けにはセルラーLPWAをレイヤ2接続により提供していない、接続約款にセルラーLPWAを利用可能な接続料を設定していないMNOも存在。

- 法第34条第3項第1号口の二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定。

## アンバンドル機能(二種接続料規則第4条)

1 音声伝送交換機能
2 データ伝送交換機能 ※接続料は、次の3部分に区分して算定 ア イ、ウ以外の機能(回線容量) イ 回線管理機能(回線数) ウ SIMカード提供機能(SIMカードの枚数)
3 番号ポータビリティ転送機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能

※アンバンドル機能は、①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たした場合に設定。

## 開放を促進すべき機能(ガイドライン)

1 料金情報提供機能
2 携帯電話のEメール転送機能
3 パケット着信機能
4 端末情報提供機能
5 HLR/HSS連携機能

※左記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、左記②、③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に設定。

## 【第1回会合(主要論点(案))】

- 公正競争確保の観点から、MVNOが二種指定設備設置事業者と同様にセルラーLPWAサービスなどの多様なサービスを柔軟に提供できるよう、接続料の設定等必要な措置について検討することが必要ではないか。

## 【第2回会合(MVNO説明)】

- 今後、MVNOがセルラーLPWAにおいても多様で高度な通信サービスを実現し、もってIoT社会の実現に貢献できるよう、必要な環境を整備することが求められる。(MVNO委員会)
- 多様で高度な通信サービスの実現のためには、既存4G LTEサービス同様に、レイヤ2接続で提供されることが望ましい。(MVNO委員会、インターネットイニシアティブ、ケイオプティコム)
- MVNOがMNOと競争可能なサービスを提供できる料金設定がなされることが必要。(MVNO委員会、ケイオプティコム)
- セルラーLPWAの回線のMVNOへの提供に当たっては、MNOのリテール回線料金水準を踏まえた競争が成立しうるような料金設定が望まれる。(MVNO委員会)
- 事業者間協議の進展の具合によっては、リテールマイナスモデルなど新しいコストモデルの検討も視野に入れる必要がある。(MVNO委員会)

## 【第5回会合(MNO説明)】

- IoTに係る新たな料金をお客様向けに提供する場合は、MVNOの要望を踏まえ、新たな卸料金の設定を柔軟に検討していく。(NTTドコモ)
- 接続料の設定等は均一な条件での提供となり、柔軟なサービス提供が困難であることから、IoT分野においては必要ない。(NTTドコモ)
- LPWAの接続方式による提供は、従来のセルラーサービスと電波の利用効率や制御方法等が異なるため慎重な検討が必要。(KDDI)
- MVNOガイドラインにて、MNOの設備投資やイノベーションに配慮すること等について記載あり。(ソフトバンク)



MVNOとMNOとの公正競争確保に向けて、MVNOが、セルラーLPWAをMNOと同様に低廉な料金で柔軟に提供できるようにすることが重要である。

MNOは、セルラーLPWAについて、「接続料の設定等は均一な条件での提供となり、柔軟なサービス提供が困難」として、接続料の設定に慎重な見解を示しているが、

- 接続料は適正原価・適正利潤により算定。接続料よりも低廉な卸料金の設定は想定しづらいのではないか。
- そもそも、接続料の設定を要するデータ伝送交換機能からセルラーLPWAは除かれていないので、接続料の設定を行わなければならないのではないか。



公正競争確保の観点から、さらには、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるようにする観点から、MVNOが、セルラーLPWAをMNOと同様に低廉な料金で柔軟に提供できるよう、セルラーLPWA向けの低廉な「回線管理機能」接続料の設定など、適切な接続料設定がなされるような制度整備について、どう考えるか。

## **5 第二種指定電気通信設備制度の 全国BWA事業者への適用について**

□ 二種指定制度では、電気通信事業者が設置する伝送路設備に接続される「特定移動端末設備」のシェアが「基準値」を超える場合、総務大臣は、当該伝送路設備を含む電気通信設備を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきものとして指定することができる(「特定移動端末設備」、シェアの「基準値」は施行規則等に規定。)

□ 二種指定に係るこれまでの経緯は以下のとおり。

## <制度導入当初>

- 2001年の二種指定制度導入当初、「特定端末設備」はいわゆる「携帯電話」とされ、シェアの「基準値」は「25%」とされていた。  
→ 2002年2月、NTTドコモ及び沖縄セルラーが二種指定。2005年12月、KDDIが二種指定。

## <「基準値」の見直し>

- 2011年12月、情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、MNO間の関係とMNOとMVNOとの関係の双方に着目し、二種指定制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当とされた。
- 2012年6月、上記答申を踏まえ、シェアの「基準値」が「10%」に改正された。  
→ 2012年12月、ソフトバンクが二種指定。

## <「特定移動端末設備」の見直し>

- 2014年12月、情報通信審議会「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申において、MNOの各グループ内において携帯電話、BWA等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しているなど、グループ内で一体的な経営が行われている市場の実態や、携帯電話、BWA等のサービスの様態の同質化を踏まえ、市場の実態に合致した制度することが適当とされた。
- 2016年3月、上記答申を踏まえ、「特定移動端末設備」にBWA端末(WiMAX2+、AXGP)が追加された。

## 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(2018年4月)(抜粋)

### 【第二種指定電気通信設備制度の適用の検討】

- モバイルネットワークの接続料の透明性確保のための制度として、電気通信事業法では第二種指定電気通信設備制度が設けられている。インフラの開放という従来からの見地に加えて、上記のグループ内外の同等性の検証の見地からもこの制度の適用を検討すべきという意見があった。
- これに関しては、MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOとMVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である。
- その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。そして、不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある。

シェアの具体的な  
値は構成員限り

## 現状(特定移動端末設備のシェアの状況)

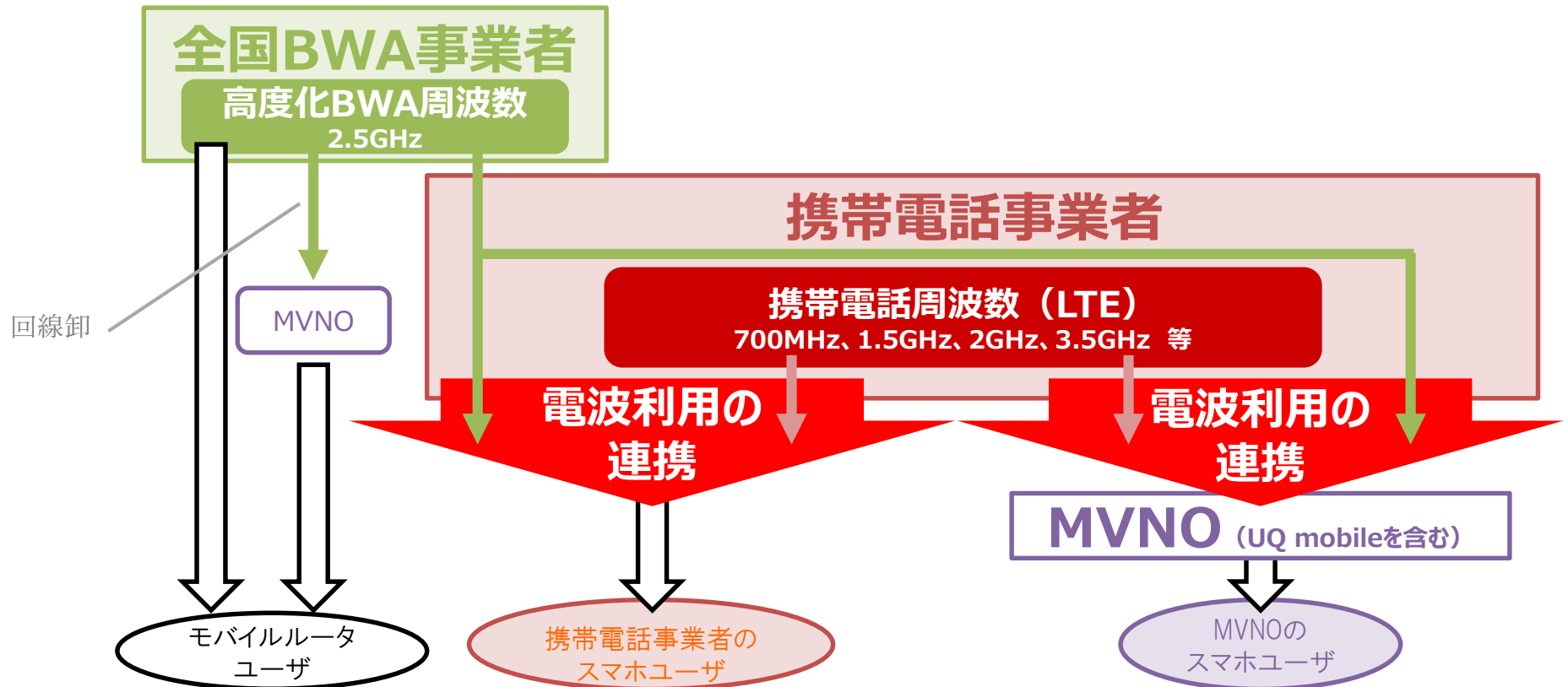
- 全国BWA事業者2社(Wireless City Planning及びUQコミュニケーションズ)の特定移動端末設備のシェアは、基準値である10%を超えている。

	特定移動端末設備 のシェア	参考		
		2017年度末	2016年度末	2015年度末
NTTドコモ(二種指定事業者)				
KDDI(二種指定事業者)				
沖縄セルラー(二種指定事業者)				
ソフトバンク(二種指定事業者)				
Wireless City Planning				
UQコミュニケーションズ				

※1 特定移動端末設備は、携帯電話端末設備及びBWA端末設備(WiMAX2+、AXGPに限る)。

※2 表に記載の事業者のほか、地域BWA事業者からも報告を受領。

- 携帯電話事業者は、全国BWA事業者の設置する電気通信設備を卸契約により利用することで、自社のデータ伝送役務において、自社の電波と全国BWA事業者の電波を組み合わせ提供する「電波利用の連携」を実施している。
- 一部の携帯電話事業者は、MVNOへの役務提供においても「電波利用の連携」を行っている。
- 全国BWA事業者の設置する電気通信設備に接続されている特定移動端末設備は、その大半がこの「電波利用の連携」の結果によるもの。

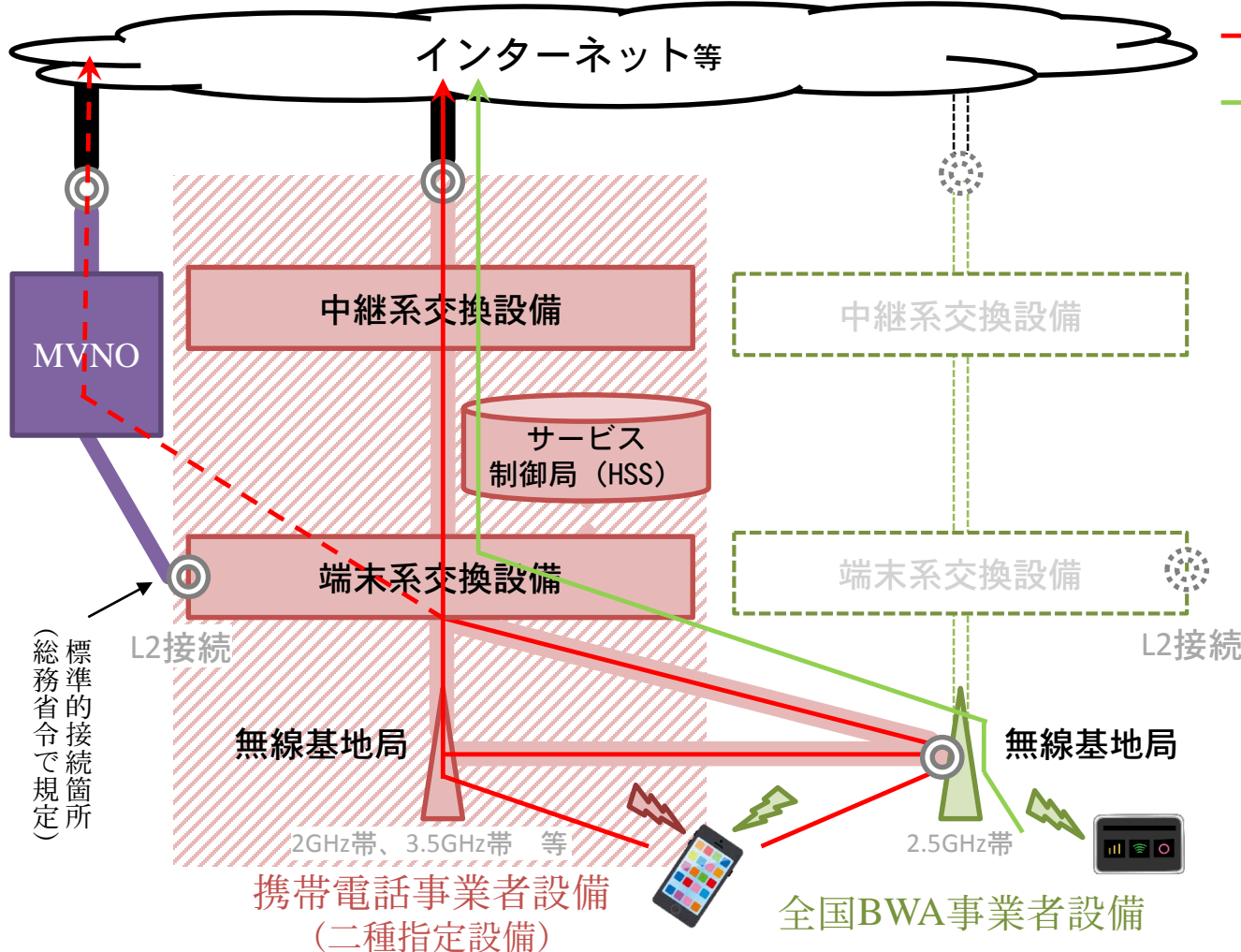


※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない

※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

# 現状(全国BWA事業者のネットワークの状況)

- ❑ 全国BWA事業者の設置する電気通信設備は基地局設備が中心。
- ❑ 全国BWA事業者がデータ伝送役務を提供するためには、携帯電話事業者からのコア網設備の提供がほぼ必須な状況。(なお、BWAでは音声伝送役務の提供はできない。)
- ❑ 全国BWA事業者の基地局設備は、携帯電話事業者によるデータ伝送役務における「電波利用の連携」に利用されている。



● 音声伝送には利用されていない (データ伝送にのみ利用されている)

● 携帯電話事業者設備と一体的な設備でサービス提供を行っている (全国BWA事業者設備だけではサービス提供できない)

● MVNOと接続可能な設備・標準的接続箇所がない

※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない

※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

## 【第1回会合(主要論点(案))】

- モバイル検討会報告書の指摘も踏まえ、透明性、公平性等を確保するため、BWA事業者の二種指定について検討するとともに、事業者間連携が進む中での二種指定設備制度の在り方について検討することが必要ではないか。

## 【第2回会合(MVNO説明)】

- 早急にBWA事業者への二種指定設備制度の適用が必要である。これにより、グループ内取引において不当な運営がないかを検証するための前提条件となるBWA事業者が設定する接続料について、その公平性、適正性、透明性が確保される。(MVNO委員会)
- BWA事業者に係るグループ内取引において不当な運営がないかを検証するため、BWA事業者(UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning)への二種指定設備制度の適用について早急に行うべきである。(MVNO委員会)

## 【第5回会合(MNO説明)】

- BWA事業者の契約数の大半は携帯電話事業者によるキャリアアグリゲーション(CA)によるもの。BWA事業者には、網構成、提供形態から「交渉上の優位性」はない。二種指定は過剰規制。(UQコミュニケーションズ、KDDI、Wireless City Planning)
- 検討に際しては「モバイル検討会」報告書記載のとおり「交渉上の優位性」の考え方を明確にすべき。「交渉上の優位性」の考え方、BWA事業者における「交渉上の優位性」の有無、BWA事業者における特定移動端末設備のシェアの考え方、二種指定すべきとなった場合に適用される規制内容を包括して検討すべき。単純にシェアが10%を超過したことを根拠に二種指定することがないようにすべき。(UQコミュニケーションズ、KDDI)



- 「交渉上の優位性」については、2011年に「MVNO促進の観点から周波数割り当てを受けたMNOとの接続必須性による交渉上の優位性」が整理されたが、MVNOとの取引関係は需給状況や市場環境によって左右されるものであり、当時と比較して様々な状況変化が生じている。(KDDI)
  - BWA事業者、新規MNOの参入によるMVNOにおける選択肢の拡大、新規周波数割り当てによるネットワーク供給ソースの拡大(BWA周波数価値の相対的な低下)、SIMロック解除、SIMフリー端末の普及、eSIMの登場によるネットワーク選択の自由度増大。2030年代には多くの選択肢から選択しやすい環境が実現し、選ぶ側の優位性が一層拡大。
- シェアについては、携帯電話事業者によるユーザ獲得分を除く等、事業の実態を考慮したものとすべき。(Wireless City Planning)
- 適用される規制については、同報告書記載のとおり、過剰なものとならないようにすべき。(UQコミュニケーションズ)
  - 仮に指定された場合、音声役務の提供が困難。電気通信事業会計への変更は社内会計システムや運用の変更等によりコストと時間を要する。MVNOからL2接続要望がない。MVNOに対してL2接続を提供することができない。
- 携帯電話事業者はBWA事業者のネットワークを市場価格に照らし合わせて適正な料金で仕入れている。(KDDI)
- CA等のネットワーク連携についてMNOとMVNOの公平性が求められているとの認識。(ソフトバンク)
  - 携帯電話事業者にBWA再卸の提供義務を課し、BWA事業者と携帯電話事業者間の卸条件の適正性を総務省による検証で確保する等で実現可能。制度の見直しに伴う時間とコストが削減。
- BWAやCAを想定していない現行制度の手直しではなく、5Gなど将来も見据えた規制のあり方の検討が必要。(UQコミュニケーションズ)
- グループ内取引に関する議論は二種指定と趣旨が全く異なることから、切り離して議論すべき。(UQコミュニケーションズ)

## 【第5回会合(構成員指摘)】

- 会計システムについては、社内的に準備を進めるべきではないか。制度側においても一定の時間的猶予をとるべきではないか。音声役務の提供が無理であることを補正したルール改正を行うべきではないか。
- 市場価格に照らして適正な料金で仕入れているとの主張について、設備をMVNOに貸すに当たっての料金についてはコストベースであるべきではないか。
- MVNOを含んだ移動通信市場における公正競争の観点から、BWAの卸提供という方法は解決策ではない。MNO市場やMVNO市場へのインパクトを考えることが必要。
- 設備設置事業者として、交渉の場に立つかどうかに関わらず交渉上の優位性は存在するのではないか。
- 競争上の公平性が大事な時代になっている。
- 仮にマーケットシェアで競争の優位性を判断する法体系をとったときに、マーケットシェアが10%を超えたときに急に交渉上の優位性を発揮するかというところではなく、くびきから解かれ、他のビジネスを始めたときに競争上の優位性があり得るのかどうかという観点から、交渉上の優位性について考えられるのではないか。
- MNO・MVNOの関係が複層化している。今後IoTの登場やパートナー企業との協業が進展し、よりMNO・MVNOの関係が複雑化する中、現在のビジネスがてことなり、他のビジネスでも極めて大きな交渉上の優位性を獲得するといった状況も将来的には考えることが必要。これは独禁法の体系では事後規制的に注目をしているもの。
- 複数のネットワークを1端末で利用することが当然となる時代において、端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき。端末設備そのものというよりは、ネットワークへの接続の回線数等を正確にカウントし、その交渉力について精査できる枠組みが必要。

- 「交渉上の優位性」については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)において、従来のMNO間の関係に加え、新たにMNOとMVNOとの関係について整理。
- 現状、全国BWA事業者の端末設備シェアの大半は電波利用の連携の結果であるところ、この場合における全国BWA事業者への二種指定制度の適用については以下のように考えられる。

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月20日情報通信議会答申)

- ① MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、すべてのMNOはMVNOとの関係においては「交渉上の優位性」を持ち得ると考えられる。
- ② しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められない。

## 周波数の割当て

全国BWA事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

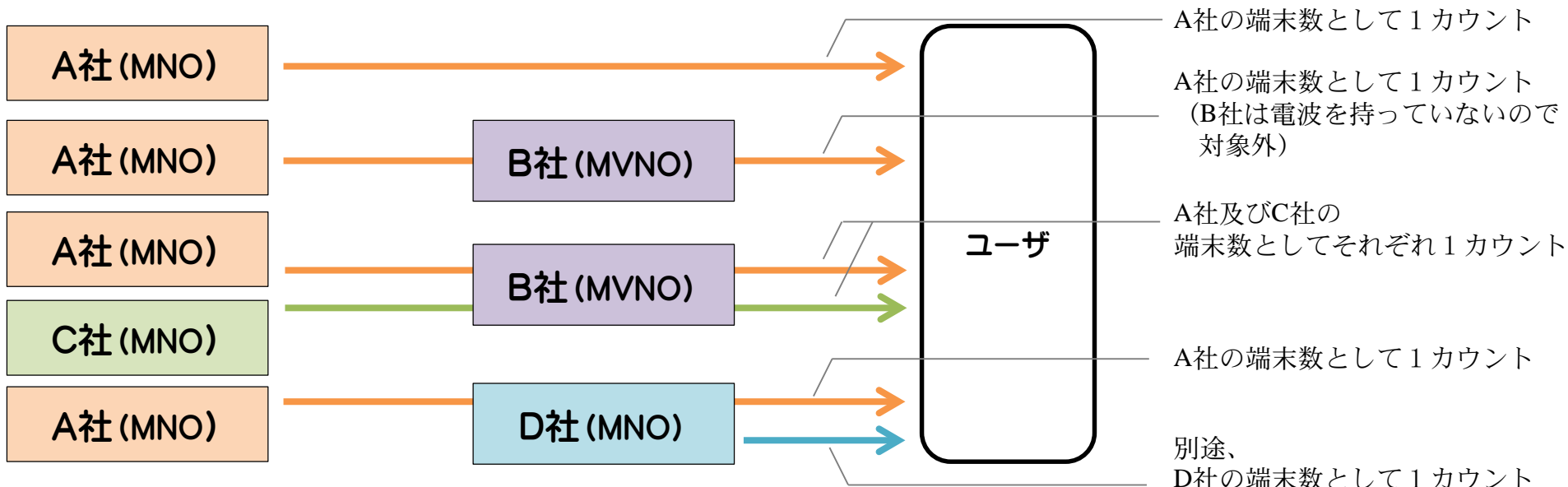
## 収益の拡大を図るインセンティブ

現状、全国BWA事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

電波利用の連携の結果であっても、端末設備シェアが一定割合を超えた場合は、**全国BWA事業者も二種指定制度の適用対象**となる。

# (参考)二種指定制度における端末数のカウントについて

- ある事業者の電気通信設備の指定の要否は、その事業者の電波を受け得る特定移動端末設備の数によって  
いるところ、2016年3月の電気通信事業法施行規則改正において、特定移動端末設備の範囲に、携帯電話  
端末と同等性のあるBWA(WiMAX2+、AXGPIに限る)端末を追加した。
- その際、卸元MNOから提供されたサービスを卸先MNOが自社のサービスとセットで提供する場合、卸元のサー  
ビス、卸先のサービスのそれぞれについて端末数として1カウントすることと整理している。



全国BWA事業者の設備については、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であっても、現行制度上、総務大臣による二種指定の対象となる。



- 現行制度に基づき、全国BWA事業者の設備について、適正かつ円滑な接続を確保するため、特定移動端末設備のシェアに基づき二種指定を行うことが適当ではないか。
- その際、
  - ① 全国BWA事業者のネットワークの状況を踏まえ、二種指定に係る規律について、
    - 音声伝送役務に関する記載を不要とする、標準的接続箇所における技術的条件等は携帯電話事業者の約款を参照することとする等の緩和措置を行うことが適当ではないか。
    - 接続料の算定については、携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とすることが適当ではないか。
  - ② さらに、全国BWA事業者の会計システムの準備に要する期間を考慮して対応すべきではないか。
- また、今後5Gの導入等により、様々な形態の事業者間連携の登場及びそれに伴う多様な交渉上の優位性の発現が想定されることから、二種指定制度について、事業者間連携を踏まえた規律の見直しについて検討を行ってはどうか。

- 全国BWA事業者のネットワークの状況を踏まえ、全国BWA事業者に係る規律を以下のとおり見直すことが適当ではないか。

## 携帯電話事業者に係る規律

### 接続約款の作成・届出義務

- 約款に記載する接続機能
  - 音声伝送交換機能
  - データ伝送交換機能
  - MNP転送機能
  - SMS伝送交換機能
- 機能ごとの接続料
- 約款に記載する標準的接続箇所
  - 音声伝送交換に係る接続箇所
  - データ交換に係る接続箇所
  - SMS伝送交換に係る接続箇所
- 接続箇所ごとの技術的条件

音声伝送役務に係る記載は要さない(1)

接続料は携帯電話事業者と一体的に算定(2)

携帯電話事業者の約款への参照で足りることとする(3)

## 全国BWA事業者に係る規律

- 約款に記載する接続機能
  - ~~● 音声伝送交換機能~~
  - データ伝送交換機能
  - ~~● MNP転送機能~~
  - ~~● SMS伝送交換機能~~
- 機能ごとの接続料
- 約款に記載する標準的接続箇所
  - ~~● 音声伝送交換に係る接続箇所~~
  - データ交換に係る接続箇所
  - ~~● SMS伝送交換に係る接続箇所~~
- 接続箇所ごとの技術的条件

### 整理・公表義務 接続会計の

損益計算書

移動電気通信  
役務収支表

貸借対照表

役務別固定資産  
帰属明細表

接続会計の整理・公表は要する

損益計算書

移動電気通信  
役務収支表

貸借対照表

役務別固定資産  
帰属明細表

- 携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定することを可能とすることが適当ではないか。

